

# 村上市素材生産拡大推進事業補助金

木質バイオマスの運搬に係る経費に補助金を交付します！

市では、間伐等による素材生産の拡大と再生可能エネルギーの地産地消を図るため、木質バイオマス用材及びチップ用材として活用する間伐材等由来の木質バイオマスの運搬に係る経費に対して、補助金を交付します。

## 1 補助対象者

市内に事務所を有する森林組合、林業経営体であつて、かつ、発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明に係る事業者認定を受けたもの。



## 2 対象となる間伐材等

チップ製造又はバイオマス発電所で利用可能な市内私有林で伐採された間伐材等由来の木質バイオマス

※「間伐材等由来の木質バイオマス」とは、間伐材、森林経営計画対象森林及び保安林から生産された木材をいう。

## 3 補助対象経費

次の経路で運搬される間伐材等由来の木質バイオマスの運搬費経費とする。

- (1) 土場から市内チップ製造工場又はバイオマス発電所まで
- (2) 土場から市内チップ製造工場又はバイオマス発電所が指定する仮置場まで

## 4 補助金の額

間伐材等由来の木質バイオマスの運搬 1 トンあたり 500 円

## 5 補助金申請から交付までの流れ

事業の実施

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書を提出（事業完了後、速やかに提出願います。）
- (2) 補助金交付決定及び額の確定通知（市から通知します。）

### ■ 事業の申請・問い合わせ先

村上市役所 林業水産創造課 林業水産振興室 TEL0254(53) 3368

補助金申請兼実績報告の様式はホームページからダウンロードできます。